| | | |
|---|---|---|
| | 大分県のうち<br>大分市 | 同時に給油することができる自動車の数が二以上 |
| 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十七キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が三キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | |
| | 大分県のうち<br>別府市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が三キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が七キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | |
| | 大分県のうち<br>中津市 | 同時に給油することができる自動車の数が十二以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | |
| | 大分県のうち<br>日田市 | 同時に給油することができる自動車の数が五以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | |
| | 大分県のうち<br>佐伯市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 大分県のうち<br>臼杵市 | 同時に給油することができる自動車の数が十四以上 |
| 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | |
| | 大分県のうち<br>津久見市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十七キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | |
| | 大分県のうち<br>竹田市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | |
| | 大分県のうち<br>豊後高田市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五・七六キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三・四四キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が九・六キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること | |
| | 大分県のうち<br>杵築市 | 同時に給油することができる自動車の数が八以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 | |